

亞會議を開催せり同會議に出席の各國代表者左の通り

日本國

内閣總理大臣 東條英機閣下

中華民國

國民政府行政院院長 汪兆銘閣下

タイ國

内閣總理大臣「ビー・ピン・ソングラム」
元帥閣下の名代として

滿洲國

國務總理大臣 張景惠閣下

フィリピン共和國

大統領 ホセ・ペー・ラウレル閣下

ビルマ國

内閣總理大臣 バー・モウ閣下

同會議に於ては大東亞戰爭完遂と大東亞建設の方針とに關し各國代表は隔意なき協議を遂げたる處全會一致を以て左の共同宣言を採擇せり

大東亞共同宣言

抑々世界各國が各其所を得相倚り相扶けて萬邦其榮の樂を偕にするは世界平和確立の根本要義なり

然るに米英は自國の繁榮の爲には他國家他民族を抑壓し特に大東亞に對しては飽くなき侵略擄取を行ひ大東亞隸屬化の野望を逞うし遂には大東亞の安定を根柢より覆さんとせり大東亞戰爭の原因茲に存す

大東亞各國は相提携して大東亞戰爭を完遂し大東亞を米英の桎梏より解放してその自存自衛を全うし左の要綱に基き大東亞を建設し以て世界平和の確立に寄與せんことを期す

一、大東亞各國は協同して大東亞の安定を確保し道義に基く共存共榮の秩序を建設す

一、大東亞各國は相互に自主獨立を尊重し互助敦睦の實を擧げ大東亞の親和を確立す

一、大東亞各國は相互に其の傳統を尊重し各民族の創

造性を伸暢し大東亞の文化を昂揚す

一、大東亞各國は互恵の下緊密に提携し其の經濟發展を圖り大東亞の繁榮を増進す

一、大東亞各國は萬邦との交誼を篤うし人種的差別を撤廢し普く文化を交流し進んで資源を開放し以て世界の進運に貢獻す

南方諸地域に關する諸情報

フィリピン共和國の獨立その他南方諸地域に關する最近の諸情報を集記すれば以下の如くである。

フィリピン共和國の獨立宣言竝に

日比同盟條約の締結

フィリピン民族の民族的獨立は大東亞共榮圈確立の爲の一環として屢々帝國政府の公約するところであつたが、昭和十八年十月十四日フィリピン共和國の獨立宣言として遂にその實現を見るに到り、大東亞戰爭の耀々たる戦果とその聖戰目的とを愈々明確にするに到つたといへよう。なほ同日マニラに於いて締結日比同盟條約を掲ぐれば左の如くである。

日本國「フィリピン」國同盟條約

(昭和十八年十月二十日)
(條約第十二二號)

大日本帝國天皇陛下及「フィリピン」共和國大統領ハ

日本國ガ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認スルコトニ決シタルニ因リ

兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界全般

ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ確乎不動ノ決意ヲ以テ之ガ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除センコトヲ欲シ之ガ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

特命全權大使從三位村田省藏

「フィリピン」共和國大統領

國務大臣「クラロ、エメ、レクト」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好安當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締約國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

第二條 締約國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲政治上、經濟上及軍事上緊密ナル協力ヲ爲スベシ

第三條 締約國ハ大東亞ノ建設ノ爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

第四條 本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ締約國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ

第五條 本條約ハ締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベシ

第六條 本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交換ハ「マニラ」ニ於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

日本國「フィリピン」國間同盟條約附屬了解事項

條約第二條ニ付 同條ニ規定スル大東亞戰爭完遂ノ爲ノ軍事上ノ緊密ナル協力ノ主タル態様ハ左ノ通トス

「フィリピン」國ハ日本國ノ爲スベキ軍事行動ノ爲

一切ノ便宜ヲ供與スベク又日本國及「フィリピン」國ハ「フィリピン」國ノ領土及獨立ヲ防衛スル爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

シヤン地方等のビルマ國領土編入の決定

大東亞共榮圈建設の趣旨によるビルマ國の獨立承認につき、帝國政府は昭和十八年九月二十五日更にシヤン地方等のビルマ國領土に編入を承認せる日緬領土條約を調印し翌二十六日情報局より左の如く發表せられた。

基く大東亞を建設するの不動の決意を以て左の通り協定せり。

第一條 日本國は「ビルマ」國が「ケントン」及「モンバン」兩州以外の「シヤン」諸州、「カレンニ」諸州並に「ワー」地方を其の領土として編入することを承認す。

第二條 日本國は、本條約實施の日より九十日以内に前條の規定する地域に於て、現に其の行ふ行政を終止すべし。

第三條 本條約の實施の爲必要なる細目は、兩國當該官憲間に協議決定せらるべし。

スマトラ原住民に對する政治參與の決定

ジャワ、マライ等の原住民に對する政治參與の實現に引續き、スマトラの原住民に對する政治參與の實施も、昭和十八年十月八日現地軍政當局の手によりその實施要綱を發表せらるゝに到つた。新聞電報の報ずるところによりその要領を掲ぐれば概ね以下の如くである。

一、左の要領により各州毎に原住民代表より成る諮問機關を設置する。

(イ) 名稱 州參議會

(ロ) 議員數 十乃至卅名

(ハ) 議員の選任 約半數は村長等の推薦したものの、他の半數は宗教團體その他の團體員、若しくは徳望篤く且つ學識經驗あるものゝ中より州長官任命す

(ニ) 議員資格 特に制限せず

(ホ) 議員年限 一年但し再任を妨げず

(ヘ) 議長及び副議長 議員互選せるものゝ中より州長官任命す

(ト) 定例會議のほか臨時會議を開催す

(チ) 職務權限 政務に關し州長官の諮問に應じて答申し必要に應じ建議する

(リ) 議員の互選により當任委員若干名を置き常時州長官の諮問に答へしむ

(ヌ) 議員は名譽職とし議長三千ギルダ、副議長二千ギルダ、議員一千五百ギルダの手當を支給す

二、左の要領により官吏の登用を圖る他その待遇を改善す。

(イ) 各州に原住民を長とする厚生局を設置し主として原住民の福祉に關する事項を處理せしむ

(ロ) 右の他努めて官吏に登用しこれを活用す

(ハ) 官吏養成施設を整備擴充す

○スマトラ原住民に對する政治參與に關する軍政監談

スマトラ原住民に對する政治參與の具體案を決定し、これを發表するに至つたことは實に大東亞共榮圈建設に關する帝國の根本方針の發現であつて、本職の最も欣快とするところである。今回の發表案の要點は第一、各州毎に現住民代表よりなる諮問機關を設置すること。第二、原住民官吏をつとめて登用する二點であつて、その趣旨は諸君の政治的欲求を統治の上に反映せしめ、諸君にとりても好ましき政治を行はんとするにほかならないのである。

廿五日ラングーンにて署名調印された日緬領土條約要旨次の如し。

シヤン地方等に於けるビルマ國の領土に關する日本國ビルマ國間條約要旨

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府は、兩國緊密に協力して米英兩國に對する共同の戰爭を完遂し、道義に

今回發表せられたるスマトラ政治參與は必ずしも最後のものではなく、今後諸君自らの大東亞民族としての自覺、大東亞戰爭への協力等の如何によりては更に考慮が拂はれるであらう。

北ボルネオ原住民に對する政治參與の決定

北ボルネオの原住民に對する政治參與令は現地軍政當局により昭和十八年十月一日付布告を以て公布せられ、十二月八日を期して實施せらるるに到つたが、新聞電報の報ずるところにより同令の内容をみると概ね次の如くである。

即ち同令によると上意下達、下情上通により原住民の福利を増進せしむるため、管下各縣に有力原住民各五名乃至十五名から成る縣參事を設ける。縣參事は邦人職員たる縣知事の指揮を受け所命事項の答申又は諮問に答へ、或は地方公益に關する事項について意見の具申をなすが、縣知事は一年を通じ最小限二回縣參事を招集する。縣參事は官公吏たるものと否とを問はず原住民の有力者中より縣知事が推薦してこれを州長官が任命、任期は二箇年とし留任を妨げないことになつてゐる。

又、ブルネイ土侯はブルネイ縣の名譽參事長に推薦し、第三國人即ち中國人印度人等の渡來民族に對しては臨時參事として任命することが出来ることになつてゐる。

尚、北ボルネオ原住民政治參與令制定に關する最高指揮官布告左の如くである。

今や戰局は決戦の様相を示し敵は隨所に最後の猪突

を試みつゝあるが、帝國は不敗の態勢を持し常にこれを擊破しつゝあり、管内の民衆亦全くその堵に安んじあるは最も同慶に堪へざる所なり。軍はこゝに於いて戰爭の大目的に就て諸民の幸福を増進すべき段階として、來る十二月八日東亞解放の記念日を期し政治機構の一次進展に着手せんとす。要は、我が北ボルネオ在住の原住民に對し先づ政治に參與するの途を拓かんとするにあり。その細目に關しては別に指示する所あらんも、軍の意圖は大東亞共榮圈の本義に鑑み諸民の精神的向上を更に徹底せしめんがため軍政施行に際し詳らかに諸民の要望を斟酌せんとするにある。即ち諸民族の傳統と性格とに應じたる下情上通の政治機構を創設すること。これ即ち帝國の眞意にして我軍の意圖する所も亦實にこれに外ならぬ。また各地方行政機關における原住民官吏についてはこれと同様の精神に則り、今後教育の普及に伴ひ員數の増加、地位の向上等も考慮し以て住民の忠誠に應じて漸次政治參與の特權を擴充せんと欲するものなり。

南ボルネオダイヤク族に對する保護政策

南ボルネオの土着原住民として島内に百萬を超えるダイヤク族は、從來オランダの統治下にあつては全く野蠻人として顧みられず、次第に奥地へと追ひやられつゝあつたが、皇軍の南ボルネオ擡定以來は過去のオランダ人の壓迫から解放され、皇軍に對してもよく協力の態度に出で今や皇威のもと次第に開化しつゝあるが、現地當局でも彼等に對する不斷の啓蒙と宣撫或は

指導者階級の日本の訓練等を行ふと共に、ダイヤク族地域に對する特殊行政を實施して彼等の社會的經濟的文化的地位を向上せしめ、進んで他種族と協力し新ボルネオ建設に邁進するやう指導し着々成果を收めてゐる。特殊行政としての保護政策は、

一、ダイヤク地域に對する承認、その他ダイヤク族の治安を紊す者の無許可旅行の禁止

二、ダイヤク族保護地域を劃定して他種族の無許可入植、開墾、耕作、その他經濟權益劃定の禁止

三、ダイヤク州はダイヤク人副群長を活用し我指導下に慣習による簡易裁判及び行政を行はしめる

など保護政策を一段と強化徹底したもので、これに過去幾世紀の壓迫され衰亡の運命にあつたダイヤク族は今や我軍政下に甦生せられることになつたわけである。

南方海軍軍政地域の原住民に對する政治參與の實現

南方海軍軍政地域の原住民に對する政治參與は、昭和十八年十二月八日を期し實現されるが、之に關する海軍民政府總監聲明(要旨)を掲ぐれば左の如くである。

南西方面海軍民政府が八日の大東亞戰爭二周年記念日を期して公表せんとする原住民の軍政參與に關する制度の大要次の如し。

第一、軍政諸地域に諮問機關を設置し人格識見優秀なる原住民を選抜して軍政に參與せしめ、その圓滑適正なる發展を期す。

(イ) 州(民政部直轄區域は州と見做す)の行政に關し、民政部長官(州においては州知事)の諮問に應ぜしむるため、民政部總監の指定する州に州會を置く。

(ロ) 市廳の事務に關しその諮問に應ぜしむるため、民政部總監の指定する市に市會を置く。

第二、軍政諸行政機關に有爲有能の原住民を拔擢登用し、軍政施行の相當地位に當らしめて軍政の有効適切な運営を充實せん。

(イ) 原住民職員の種類を定めその階級を統一し、且つ任用に關する一定の基準を設けその組織系統を明かにす。

(ロ) 原住民職員の俸給に關し、一定の基準を定めると共に、現下の狀況に鑑み支給を適當と認むる手當の種類及び基準を定め、もつて原住民職員の地位と生活との安定を図る。

(ハ) 日本軍政習熟の進度に應じて原住民職員を漸次高位の職に登用することを明かにす。

南ボルネオの推定人口調査の發表

南ボルネオの人口總數については從來確たる統計が無く、僅かに一九三〇年オランダ政廳の調査によつて

二百十六萬八千六百一十一人の記録があるのみで、その後十年間の人口動態は全く不明であつたが、本年五月一日を基準とする現地當局の推定人口調査がこのほど完了した。これによれば、南ボルネオの總人口は三百二萬八千四百四人、一九三〇年に比し實に四割の増加を示してゐる。これを種族別に分けると、百九十一萬四千人のインドネシアが斷然首位を占め、ダイヤ族の九十一萬人、華僑の十八萬人がこれにつぎ、しかも華僑はその八割餘が西ボルネオにあるのは特異の現象といへよう。

また戦前五千餘人を數へた蘭、英人が僅か百人足らずに影をひそめてゐる。更にこれを宗教別にみれば、インドネシア全部とダイヤ族の一部を含む回教が大多數を占め、佛教十八萬、キリスト教四萬となつてゐる。(同盟通信による)

マカッサル市人口調査結果の發表

マカッサル市の人口調査結果はこのほど發表せられたが、これによれば本年三月現在の人口は一〇一、六八九名(邦人を除く)で、内インドネシア人は七六、六八二名、華僑は二三、四四八名、他は歐洲人、インド人、アラブ人である。尙この外にマカッサル市管下島嶼人

口が約三九、二〇〇名あり、總計實に一四〇、八八九名に上つてゐる。右調査は戦時下準備の不備などのため一齊調査によるものではないので、多數の誤差はさげられないが、開戦直前の推定人口九萬に比すれば實に四萬以上の増加で、マカッサル市の躍進を如實に示してゐる。(同盟通信による)

小スンダ列島人口調査結果の發表

當地民政當局ではこの程小スンダ列島全地域(セラム地區を除く)の人口調査を完了したが、これによれば、バリ、ロンボックをはじめ最前線のチモールを含めて、全域の總人口は約三百八十八萬九千人で、戦前に比し、約一割強の増加を示し、うち男四二%、女五八%となつてゐる。また十五歳以上の男女を職業別に見ると、男は農牧畜業が最も多く六一%、これに次いで商業官吏の順になつてをり、女は家婦五九%、自由勞務者四一%で、主要各島の人口はバリ島一、一七六、七六三、ロンボック島八〇六、四八二、スンバ竝にスンバワ島五七二、七四四、フロレス島八二四、八九五で密度は一方キロ當りバリ島二七三人、ロンボック島二二四人、フロレス島四八人、スンバ竝びにスンバワ島二〇人である。(同盟通信による)